重　要

県営住宅の入居者様へ

「収入に関する申告書」の提出について

収入申告は、家賃を決定するための重要な手続きであり、県営住宅入居者には、公営住宅法などの規定により**収入申告が義務付け**られております。

1　提出期限及び提出先

提出期限……令和２（2020）年６月30日（火）まで

提 出 先……群馬県住宅供給公社（郵送または持参にて提出）

※　期限内に「収入に関する申告書」を提出しない入居者は、**県営住宅の明渡し対象**となるほか、**法令で定める最高額の家賃（近傍同種家賃）をお支払いいただく**こととなりますので、**必ず上記期限内に提出**してください。

2　提出書類

(1)　収入に関する申告書

(2)　令和２年度（令和元年分）所得・課税証明書

（所得と各控除がわかるもの（市町の税部局で発行））

全員提出（令和２年３月まで**中学生以下**だった方を**除く**）

※　無収入の方（例：高校生で無収入の方等）など、上記書類が取得できない場合、非課税証明書で代用できることがありますのでご相談ください。

(3)　障害者手帳（身体障害・精神障害）、療育手帳（知的障害）のコピー

※　本人及び扶養親族（同居、別居）に**上記手帳をお持ちの方がいる場合にのみ**提出してください。

お問合せ先：群馬県住宅供給公社　管理部管理課
電話：０２７－２２３－５８１１（音声ガイダンスにしたがって番号を選んでください。1→1）
〒371-0025　　前橋市紅雲町一丁目７番12号

受付時間：● 本　社　午前９時00分から午後５時00分まで（月、火、木、金）
午前９時00分から午後７時00分まで（水）
（土・日曜日、祝日年末年始は休業）
● 各支所　午前９時00分から午後５時00分まで（月～金）
（土・日曜日、祝日年末年始は休業）

英語版

Important

To all tenants of the Prefectural Housing Estate

Subject: Request for submission of Income Declaration Form (*Shunyu-ni Kansuru Shinkokusho*)

As stipulated by the Public Housing Law and other relevant laws, **it is the duty of the subject tenants to inform of their annual income to the Prefectural Housing Authority by way of submitting the designated form.**

1. Due date and place of submission

Due date for submission: On or before Tuesday, June 30, 2020

Place of submission: Prefectural Housing Authority (Either by post or in person)

*Please note that failing to submit the form by the due date specified above could result in **eviction**, **being subjected to the highest applicable rent (the rent equivalent to similar housing estate in the vicinity)**, and other penalties. Therefore, as the tenant, you are hereby requested to **fill out the Income Declaration Form and submit it to us on time.**

2. List of documents for submission

(1) Income Declaration Form (*Shunyu-ni Kansuru Shinkokusho*)

(2) FY2020 (CY2019) Income/Taxation Statement *(Shotoku/Kazei Shomeisho)*

(The statement listing your income and deductions which is issued by tax dept. of your City/Town/Village Hall)

Applicable to all family members of each tenant (except for those who were junior high school students or younger as of March 2020.

* You cannot get an Income/Taxation Statement for any of the family members who had no income in CY2019 (e.g. a high school student who had no income). In this case, tax exemption certificate (*Hikazei Shomeisho*) may be acceptable. Please contact the Prefectural Housing Authority for consultation.

(3) A copy of *Shogaisha Techo* (Certificate of Physical or Mental Disability), *Ryoiku Techo* (Certificate of Intellectual Disability)

*Applicable only to **the tenant who has any of the above certificates** or the **tenant's dependent** (either living together or separately) **has any of the above certificates**.

Contact: Administration Section
Administration Department
Prefectural Housing Authority
Phone: 027-223-5811
371-0025(Postal Code)
Location: 1-7-12 Koun-cho, Maebashi

Hours: Head office
9:00a.m. – 5:00p.m. (on Monday, Tuesday, Thursday, and Friday)
9:00a.m. – 7:00p.m. (on Wednesday)
(Closed on Saturdays, Sundays, national holidays and New Year holidays)
Branch offices
9:00a.m. – 7:00p.m. (from Monday to Friday)
(Closed on Saturdays, Sundays, national holidays and New Year holidays)

重　要

中国語版

各位县营住宅入住者

关于提交「有关收入申告书」

收入申报(申告)是为决定房租的重要手续，县营住宅入住者需依照公营住宅法等规定有义务提交收入申报(申告)。

1　提交期限和提交处

提交期限・・・2020 年 6 月 30 日（星期二）截止

提 交 处・・・群马县住宅供给公社（邮寄或自带提交均可）

※若期限内无提交「有关收入申告书」之入住者，除将成为县营住宅的让出对象外，还将支付法令规定的最高额房租（附近同类房租），因此请务必在上述期限内提交。

2　提交资料

(1)　有关收入申告书

(2)　**2020 年度（2019 年份）所得・课税证明书**

（可确认收入所得和各控除的资料（由市町税部局发行））

全员提交（2020 年 3 月截止中学生以下除外）

※　无收入者（例：高中生无收入者等）若无法取得上述资料时，有非课税证明书可代用，请咨询。

(3)　**残疾人(障害者)手册（身体残疾・精神残疾)、疗育手册（智障）之复印件**

※　本人和抚养亲属（同居、分居）仅限持有上述手册者请提交。

咨 询 处：群马县住宅供给公社　管理部管理课
电　　话：027 - 223 - 5811
〒371-0025　　前桥市红云町一丁目 7 番 12 号

受理时间：●总社　上午 9 点～下午 5 点（星期一、二、四、五）
上午 9 点～下午 7 点（星期三）
●各支社 上午 9 点～下午 5 点（星期一～五）
（星期六・日、国定假日・年底年初　休）

Importante

ポルトガル語版

Para os moradores do Ken ei Jyutaku (Conjunto Habitacional da Província)

Sobre a Entrega do Formulário de Declaração com Relação à Renda

A declaração com relação à renda é um procedimento importante, pois é através dela que o valor do aluguel será definido.Os inquilinos do Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província) , segundo os regulamentos da Lei de Habitação Pública , tem como obrigação declarar a sua renda.

1 Prazo e local para apresentação dos documentos

Prazo de apresentação・・・Até dia 30 de Junho de 2020 (terça feira)

Local de apresentação・・・Gunma-ken Jyutaku Kyokyu Kousha

(Escritório de Cooperação de Fornecimento de Moradia de Gunma-ken) (pessoalmente, ou por correio)

※Os inquilinos que não apresentarem a "Declaração de Renda" dentro do prazo estipulado,poderão ser despejados dos Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província), ou segundo a Lei, poderão ser sujeitos a pagar um valor alto de aluguel (esse valor será equivalente à um imóvel semelhante no bairro) .Por isso, não deixe de apresentar o documentro no tempo determinado .

2 Apresentar os seguintes documentos citados abaixo:

(1) Formulário com relação à Declaração de Renda

(2) Certificado de Renda do ano 2020 (porém é sobre a renda relativa ao ano 2019)

(Certificados que comprovem a sua renda e suas deduções (emitido pelo departamento fiscal do município da cidade)
※Aqueles que não possuem renda (ex: não possuem renda por serem estudantes do fundamental etc.) e não puderem obter os documentos acima, informe -se para saber se há a possibilidade de substituí-los pelo Comprovante de Isenção de Imposto.

Todos devem apresentar os documentos (exceto aqueles que eram estudantes do fundamenal até a data de março de 2020

(3) Cópia do shogaisha Techo (Shintai shogai / Seishin shogai), Ryoiku Techo (Chiteki Shogai)
(Caderneta para deficiente , (físico / psicológico), Caderneta de cuidados médicos (deficiente Intelectual)
※Apresente a caderneta acima **somente se você ou o familiar dependente de voce** (que mora junto ou separado) **possuir uma das cadernetas citadas acima**

Informações : Gunma-ken Jyutaku kyoukyu kousha Kanri bu Kanri-ka
Telefone : 027-223-5811
〒371-0025 Maebashi-shi Koun-cho 1-7-12

Horario de atendimento
※ •Sede da firma; das 9:00 hs às 17:00 hs (Segunda feira à Sexta feira)
Nas quartas – feira o atendimento se extende até às 19:00hs
(Fechado aos sábados, domingos, feriados e feriado final de ano.)
•Escritórios da filial: das 9:00hs às 17:00 hs
(Fechado aos sábados, domingos, feriados e feriado final de ano.)

Aviso Importante

スペイン語版

A los inquilinos de KEN EI JYUTAKU(Vivienda Prefectural)

Sobre la presentación de “Declaración relacionados a los ingresos”

La declaración de ingreso es un tramité importante para decidir la cuota de los alquileres, pués los inquilinos de KEN EI JYUTAKU(Vivienda Prefectural) tienen **las obligaciones de las declaraciones de ingresos**, conforme a lo establecido en la ley de vivienda de administración pública.

1 Plazo y lugar de presentación

Plazo de presentación・・・hasta 30 de junio(martes) de Reiwa 2 (2020)
Lugar de presentación・・・Gunma-ken Jyutaku Kyokyu Kousha (oficina de abastecimiento de vivienda pública)（por correo o traer personalmente）

※ Los inquilinos que no presenten la “declaración relacionado al ingreso” , además de ser objetos de desalojo de la vivienda pública, deberán pagar la cuota de alquiler maxima(promedio general de alquileres del mercado de la zona) que esta establecida en la dicha ley, conforme a lo dicho, presente sin falta hasta el plazo mencionado arriba.

2 Documentos necesarios

(1) Formulario de declaración relacionado a los ingresos
(2) SHOTOKU-KAZEISHOMEISHO(certificado de pago de impuesto o de renta) del año Reiwa 2(correpondiente al año Reiwa 1)
(Documento que esta detallado la renta y las respectivas deducciones (emite la ventanilla correspondiente de las municipalidades))

Presentar de todas las familias（excluyendo a los menores de Chugakusei hasta marzo de año Reiwa 2）

※ En caso de las personas sin ingreso (Ejemplo: Kokosei que no tiene ingreso, etc) y no pueda obtener el documento mencionado arriba, podrá ser aceptado el certificado que no tiene gravado los impuestos, por lo tanto consultenos.

(3) Copia de SHOGAISHA TECHO(Libreta de deficientes(impedidos fisicos y mentales), RYOIKU TECHO(libreta de deficiente intelectual)
※ Las libretas mencionada arriba presente solamente los que tienen, siendo la misma persona o familiar dependiente (conviviente o vive spearado)

Mayores informaciones : Gunma-ken Jyutaku Kyokyu Kousha Kanribu-kanrika (oficina de abastecimiento de la vivienda publica, departamento de administración）
Teléfono : 027-223-5811
〒371-0025 Maebashi-shi Koun-cho 1-7-12
Horario de atención: - **Oficina central**
9:00 hs. a 17:00 hs.(lunes, martes, jueves, viernes)
9:00hs. a 19:00 hs.(miércoles)
(Descansos sábado, domingo, días festivos, fin de año y año nuevo)
-Respectivas oficinas locales
9:00hs. a 17:00hs.(lunes a viernes)
(Descansos sábado, domingo, días festivos, fin de año y año nuevo)

Trọng yếu

ベトナム語版

Kính gửi các hộ dân!

VỀ VẤN ĐỀ NỘP KHAI BÁO THU NHẬP

Khai báo thu nhập là thủ tục quan trọng, ảnh hưởng đến giá thuê nhà, vì vậy các hộ dân sinh sống trong các khu chung cư của tỉnh hoặc của chính phủ, theo quy định thì **phải có nghĩa vụ khai báo thu nhập**.

1 KỲ HẠN NỘP VÀ ĐỊA ĐIỂM NỘP KHAI BÁO THU NHẬP:

Kỳ Hạn: Đến hết ngày 30 tháng 6 năm 2020 (thứ ba)

Địa Điểm: VĂN PHÒNG QUẢN LÝ NHÀ CHUNG CƯ TỈNH GUNMA

(có thể gửi bằng đường bưu điện hoặc mang trực tiếp đến văn phòng để nộp)

※ Trong thời hạn trên, những hộ dân không nộp khai báo thu nhập sẽ trở thành những đối tượng buộc phải ra khỏi chung cư dành cho người có thu nhập thấp, và theo pháp lệnh thì sẽ phải trả tiền nhà bằng với giá thuê nhà ở bên ngoài, vì vậy, trong thời hạn trên, nhất định phải nộp khai báo liên quan đến thu nhập

2 CÁC LOẠI HỒ SƠ CẦN NỘP :

(1) Khai Báo Liên Quan đến Thu Nhập

(2) Giấy chứng minh thu nhập và thuế của niên độ 2020 (phần thuế của năm 2019)

Là chứng nhận do cục thuế của thị xã,thành phố phát hành, thể hiện rõ phần thu nhập và khấu trừ thuế

TẤT CẢ CÁC THÀNH VIÊN TRONG GIA ĐÌNH ĐỀU PHẢI NỘP

(trừ những thành viên mà cho đến tháng 3 năm 2020 vẫn là học sinh cấp 2)

※ Những người không có thu nhập (ví dụ: là học sinh cấp 3 nhưng không có thu nhập), thì không thể xin được những chứng nhận của cục thuế, trong trường hợp này có thể dùng chứng nhận miễn thuế để nộp thay, khi đó hãy trao đổi với văn phòng quản lý chung cư

(3) Bản photo của Sổ tay người khuyết tật (khuyết tật thân thể/khiếm khuyết thần kinh), sổ tay điều trị (những người bị khiếm khuyết về nhận thức)

※ Bản thân người đứng tên trên hồ sơ và của những người phụ thuộc trong gia đình (cùng chung sống hoặc sống ở nơi khác), chỉ những người có loại sổ trên, thì hãy nộp để chứng minh khó khăn

Mọi thắc mắc có thể liên lạc đến: VĂN PHÒNG QUẢN LÝ CHUNG CƯ TỈNH GUNMA- PHÒNG QUẢN LÝ

Điện thoại : ０２７-２２３-５８１１

Số bưu điện: 371-0025 Maebashi-shi, Kouncho, Ichichoume 7-ban 12-go

Thời gian tiếp nhận :

・Văn phòng chính: Từ 9 giờ sáng đến 5 giờ chiều (thứ hai, ba, năm, sáu)
Từ 9 giờ sáng đến 7 giờ tối (thứ tư)
(thứ bảy, chủ nhật, lễ, Tết nghỉ)

・Các chi nhánh: Từ 9 giờ sáng đến 5 giờ chiều (thứ hai đến thứ sáu)
(thứ bảy, chủ nhật, lễ, Tết nghỉ)

1．申告書の記入について　※太枠線より右側は何も記入しないように注意してください。

(1)　収入額の記入について

収入に関する申告書の【年間総収入額の欄】へ、収入の額（給与収入、年金収入、事業所得等）を記入してください。収入を証する書類の中のどの金額を記入するかは、３ページ「申告に必要となる収入証明書類（見本)」を参考にしてください。

(2)　特別控除欄の記入について

（特別）障害者控除または寡婦（寡夫）控除を受ける場合は、該当の控除に丸をつけてください。
（特別）障害者控除または寡婦（寡夫）控除を受けられる方は、次のとおりです。

障害者控除	入居者や扶養親族で、身体障害者手帳（３～６級)、精神障害者保健福祉手帳（２級か３級)、又は療育手帳（Ｂ級）を持っている方 その他、所得税法等の控除を受けている方
特別障害者控除	入居者や扶養親族で、身体障害者手帳（１～２級)、精神障害者保健福祉手帳（１級)、又は療育手帳（Ａ級）を持っている方 その他、所得税法等の控除を受けている方
寡婦控除	(1）名義人本人又は同居親族で、夫と死別し、もしくは離婚をした後、婚姻をしていない、又は、夫の生死が明らかでない（船舶の沈没等の事故による生死不明や、３年以上生死がわからない場合など）女性で、扶養親族その他生計を一にする子（年間所得金額38万円以下）を有する方。 (2）名義人本人又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない、又は、夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が500万円以下の方。 ※所得が27万円未満の場合は、その額が控除額となります。 ※非婚の母についても、寡婦控除の対象です。
寡夫控除	名義人本人又は同居親族で、妻と死別し、もしくは離婚をした後、婚姻をしていない、又は、妻の生死が明らかでない（船舶の沈没等事故による生死不明や、３年以上生死がわからない場合など）男性で、生計を一にする子（年間所得金額38万円以下）を有し、かつ、年間所得が500万円以下の方。 ※所得が27万円未満の場合は、その額が控除額となります。 ※非婚の父についても、寡夫控除の対象です。

※寡婦（寡夫）控除については、申告いただく収入証明書類で控除が可能かどうかの確認を行っています。なお、非婚の父母については、収入証明書類で控除が可能かどうかの確認ができないことから、住宅公社へお問い合わせください。

(3)　記載内容の確認と訂正について

収入に関する申告書には、名義人、同居親族、別居している扶養親族の方の「お名前、生年月日、勤務先」などが記載されていますので、内容をよく確認し、現状と異なっている場合は必ず訂正してください。

①　転職の場合
該当箇所を一本線で消し、転職後の「勤務先又は事業所の名称と電話番号」を記入し､[記事]欄に［転職年月日］を記入してください。

②　平成31年１月から提出日までの間に退職や廃業をした場合
勤務先などを一本線で消し､[記事］欄に［退職者名と退職日と退職理由］を記入してください。（廃業の場合は、退職を廃業に読み替えてください。）
該当する方は、次ページの「その他」をご覧になり、正式な手続きをしてください。

③　出生の場合
［記事］欄に出生されたお子様の氏名、フリガナ、性別、生年月日、続柄を記入してください。
該当する方は､次ページの「異動に関する手続き」をご覧になり､正式な手続きをしてください。

④　「名義人以外」の同居者が転出または死亡した場合
［記事］欄に事実の発生年月日、当該者名、転出または死亡の別を記入してください。
該当する方は､次ページの「異動に関する手続き」をご覧になり､正式な手続きをしてください。

2．証明書類の添付について

※３ページを参考にしてください。

(1)　必ず提出する添付書類（提出書類は返却できません。）

①　**令和２年度（令和元年分）　所得・課税証明書**

世帯全員分（令和２年３月まで中学生以下だった方を除く）を提出してください。
コピーは不可となります。
添付書類として、源泉徴収票、確定申告書、市（町）民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）や住民税等申告したことがわかる税申告書の写しなどは、不可となりますのでご注意ください。

(2)　該当する世帯のみ提出する書類

本人及び扶養親族（同居、別居）に心身の障害をお持ちの方がいる場合は、「障害者手帳、療育手帳のコピー」（氏名と等級が確認できる部分）を必ず添付のうえ、収入に関する申告書の［記事］欄に該当される方の氏名と、「○○障害○級」や「知的○○判定」と具体的に記入してください。

「各種手帳のコピー」の添付がない場合は、特別控除が適用になりません。

＊個人番号（マイナンバー）による申告手続きを希望される方は、≪別紙≫をご覧ください。

3．そ　の　他

※住宅を退去する予定がある方は、必ずその旨をお申し出ください。

(1)　今年の８月末日までに住宅を退去する場合

[記事] 欄に「○月○日に退去予定」と記入した申告書のみ提出してください。(収入証明書類は不要。)

(2)　転職や雇用形態変更により**収入が著しく減少した場合**、または退職・廃業により無収入となった場合は、家賃の見直しができる場合があります。（ただし、基準に該当する場合に限ります。）申請が必要となりますので、詳しくは、住宅公社（管理部管理課）へお問い合わせください。

4．異動に関する手続き

※４ページまたは５ページを参考に、各自で必ず手続きをしてください。

(1)　**次の異動**が発生している場合は、住宅公社（管理部管理課）に電話をして、手続方法をよく確認のうえ必要書類を郵送し、必ず手続きを行ってください。

①　名義人が死亡や離婚などにより不在となった場合
「入居承継」の手続きが必要です。ただし承継には一定の要件があり、審査が必要です。

②　新たに同居する方、またはすでに同居している方がいる場合
「同居承認」の手続きが必要です。ただし同居には一定の要件があり、審査が必要です。

(2)　子の出生

「収入額再認定請求書兼異動届」を記入・押印の上､「世帯全員分の記載がある住民票」を添付して提出してください。「収入額再認定請求書兼異動届」は管理人さんが保管しています。

(3)　名義人以外の同居者が転出または死亡した場合

前記（2）と同じ異動手続きをしてください。ただし、転出された方、お亡くなりになられた方の「転出先住民票」または「住民票（除票）」のいずれかを添付してください。

※異動があった場合は、４ページまたは５ページを参考に必ず届出・申請の手続きを行ってください。
手続きをされないと、法令で認められる最高額の家賃（近傍同種家賃）となる場合があります。

※異動等の手続きにより、家賃の見直しができる場合があります。この場合、申請のあった翌月から適用となります。

申告に必要となる収入証明書類（見本）

収入を証明する書類は所得・課税証明書のみの受付となります。

所得課税証明書

（控除内訳記載あり）

この用紙には「すかし」等の不正防止措置を施してあります。

年度区分	令和２年度（令和元年分）	市県民税の課税の基礎となった所得金額等
住　所		昭和 27 年 1 月 1 日
氏　名		

所得の種類		所得控除									
給与所得	¥1,976,000	雑損	¥0	配偶者控除	控対配 無	老控配 無	市民税	所得割	¥74,700
雑所得計	¥959,592	医療費	¥0	配偶者特別控除額	¥0		市民税	均等割	¥3,000
営業所得	¥2,000,000	社会保険料	¥374,470	扶養	特定 0人	その他 0人	市民税	計	¥77,700
		小規模共済掛金	¥0	扶養	同老 0人	老人 0人	県民税	所得割	¥49,800
		生命保険料	¥0	老・寡・勤	該当なし		県民税	均等割	¥1,000
		地震保険料	¥0	本人障害	特障 無	普障 無	県民税	計	¥50,800
		寄附金	¥0	扶養障害	同特 0人	特障 0人 / 普障 0人	年税額		¥128,500
所得金額合計	¥2,935,592								

上記のとおり相違ない事を証明します。

給与収入	¥3,083,398
公的年金収入	¥2,159,592
免税超収入	¥0

令和２年６月 15 日

市長

給与所得者
この欄を記入

年金受給者
この欄を記入

事業所得者
この欄を記入

入居者が行う届出・申請手続①（出生・同居）

※**収入申告書に記載されていない同居者がいる場合**には以下を参考に手続きをしてください。

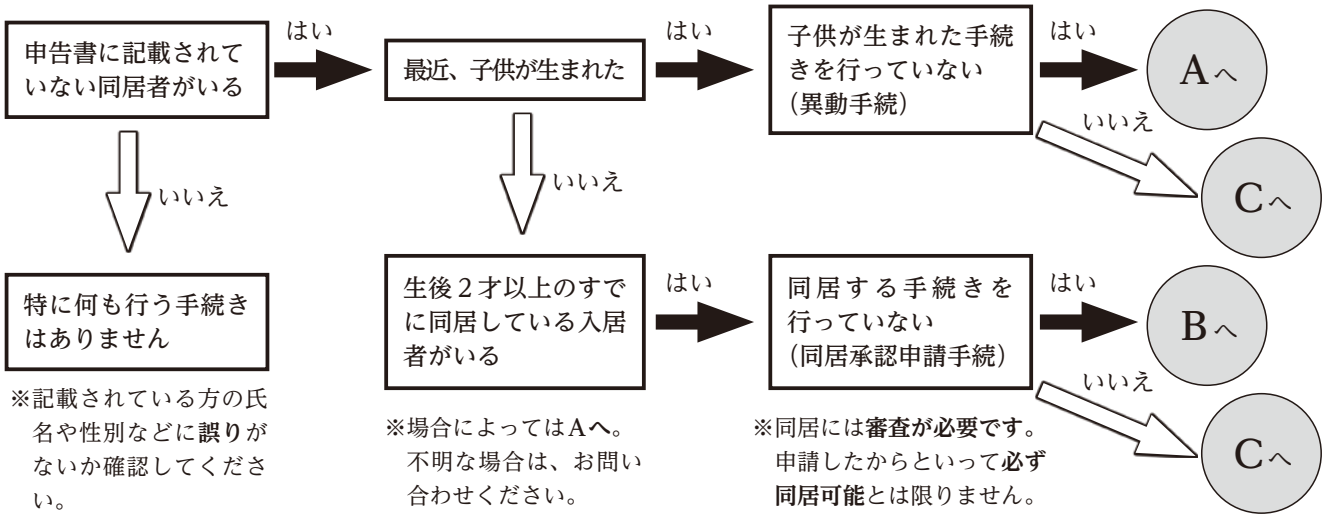

※記載されている方の氏名や性別などに**誤り**がないか確認してください。

※場合によってはA**へ**。不明な場合は、お問い合わせください。

※同居には**審査が必要です**。申請したからといって**必ず同居可能**とは限りません。

A	「**お子様が出生**」されている場合は、「**異動手続き**」による届け出が必要となりますので、必要書類を住宅供給公社に提出して早急に手続きを完了してください。 **【必要書類】** ①**収入額再認定請求書　兼　異動届**（管理人さんが保管） ※管理人さんから受け取れない場合は、ご連絡ください。 ②**世帯全員分の住民票**（１通） ※必ず、出生されたお子様の記載がある、世帯全員分のもので、続柄などが省略されていないものを添付してください。 ③**その他**（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①と②の他に別途、ご提出いただく必要がある書類もありますので、住宅公社の指示に従ってください。	B	「**県営住宅への同居**」は、公営住宅法や群馬県県営住宅管理条例などの規定により、条件が定められています。 同居申請には「**必要書類提出**」や「**審査**」があり、承認されるまでに「**相当の日数**」がかかるうえ、世帯状況や審査結果によっては「**同居を許可（承認）できない**」場合もあります。 このため、事前に現在の世帯状況や同居を希望される方の状況を確認したいので、あらかじめ「**住宅公社へ電話**」にてお問い合わせください。 **【主な必要書類】** ①**同居承認申請書**（住宅公社から郵送します） ②**戸籍謄本**（新たに同居される方全員分） ※住宅名義人との、**続柄などが確認できるもの**が必要です。 ③**住民票**（住宅名義人分と新たに同居される方全員分） ※**続柄などが省略されていないもの**が必要です。 ④**所得に関する証明書**（新たに同居される16才以上の方全員分） ※**所得課税証明書**または**非課税証明書**など。 ⑤**その他**（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①～④の他に別途、ご提出いただく必要がある書類もありますので、住宅公社の指示に従ってください。
C	「**住宅公社に郵便物が届いていない**」場合や、「**提出したつもりであったが提出してなかった（勘違い）**」、「**提出したが不備書類が提出されていないなどの理由で保留状態になっている**」などの場合もありますので、お手数ですが、住宅公社までご連絡をいただき、状況を確認させてください。		

手続きにおける注意事項	出生	注１　**扶養控除（38万円）を追加**でき、入居されている住宅の**家賃算定において有利**となり、手続によっては、入居されている住宅の**家賃を見直せる可能性**もありますので、早急にお手続きください。 注２　手続きを完了せず放置し、後日、出生の事実確認がされると不適正な入居との認定がされ、令和３年４月からの家賃が法令で認められる最高額の家賃（近傍同種家賃）となってしまう場合があります。 注３　手続きの結果によって、家賃額に変更が生じる場合には、後日、改めて通知します。
	同居承認	注１　同居承認申請における審査は、結果判定までに**相当の日数**がかかりますので、ご了承ください。 注２　原則として、現在、**家賃や駐車場使用料に未納がある方**は、新たな同居を許可（承認）できません。 注３　名義人と新たな同居を希望される方の**関係（続柄）**によっては、または**現在の世帯収入状況**や、新たに同居を希望される方の**収入額**によっては、新たな**同居を許可（承認）できない場合**があります。 注４　新たに同居を許可（承認）した方に、**住宅名義を変更することは一切できません**。（婚姻の場合でも） 注５　申請の結果については、許可（承認）または不許可（不承認）の**いずれかを通知**します。 注６　原則として、**同居を許可（承認）されてから県営住宅への住民登録**を行うようにしてください。 注７　いかなる場合（事由）であっても、**提出された書類は一切、お返しすることができません**ので、ご了承ください。 注８　手続きを完了せずに放置し、後日、無断同居の事実確認がされると不適正な入居と認定され、令和３年４月からの家賃が法令で認められる最高額の家賃（近傍同種家賃）となってしまう場合があります。

入居者が行う届出・申請手続②（転出・死亡）

※**収入申告書に同居していない方が記載されている場合**には以下を参考に手続きをしてください。

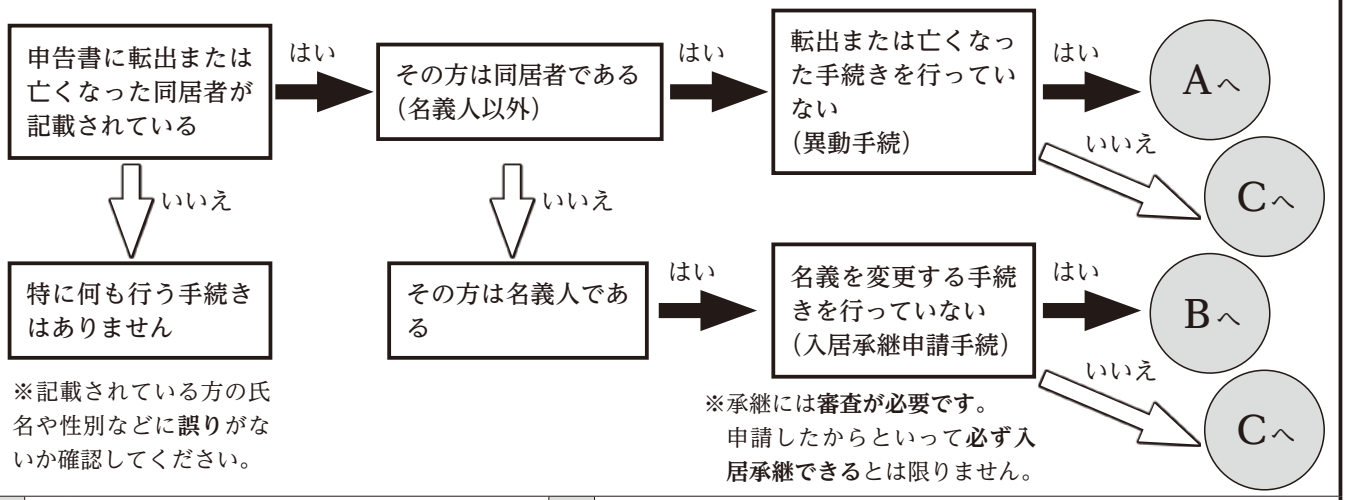

※記載されている方の氏名や性別などに**誤り**がないか確認してください。

※承継には**審査が必要です。**
申請したからといって**必ず入居承継できる**とは限りません。

A	**「同居者が転出または亡くなって」**いる場合は、**「異動手続き」**による届け出が必要となりますので、必要書類を住宅供給公社に提出して早急に手続きを完了してください。 **【必要書類】** ①**収入額再認定請求書　兼　異動届**（管理人さんが保管） ※管理人さんから受け取れない場合は、ご連絡ください。 ②**該当者分の転出先住民票または住民票（除票）**（１通） ※必ず該当される方のもので、**転出や死亡の事実確認がとれる**ものを添付してください。 ③**その他**（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①と②の他に別途、ご提出いただく必要がある書類もありますので、住宅公社の指示に従ってください。 ※婚姻関係にある方が、単なる別居による転出は認められません。 （不自然な世帯分離）	B	**「県営住宅の入居承継（名義変更）」**は、公営住宅法や群馬県県営住宅管理条例などの規定により、条件が定められています。 入居承継申請には**「必要書類提出」**や**「審査」**があり、許可（承認）されるまでに**「相当の日数」**がかかるうえ、世帯状況や審査結果によっては**「承継を許可（承認）できない」**場合もあります。 入居承継が許可（承認）されない場合は**「住宅を明け渡して」**いただくこととなりますので、ご承知おきください。 このため、事前に現在の世帯状況や入居承継を希望される方の状況を確認したいので、あらかじめ**「住宅公社へ電話」**にてお問い合わせください。 **【主な必要書類】** ①**入居者地位承継承認申請書**（住宅公社から郵送します） ②**戸籍謄本**（離婚や死亡、お子様の親権などの確認が取れるもの） ※新・旧名義人との、**続柄**などが**確認**できるものが必要です。 ③**住民票**（旧名義人の転出先や死亡確認分と住宅に残られる方全員分） ※**続柄などが省略されていないもの**が必要です。 ④**所得に関する証明書**（新名義人分と16才以上の同居者全員分） ※**所得課税証明書**または**非課税証明書**など。 ⑤**住民税納税証明書**（新名義人分） ※**完納証明書**または**非課税証明書**など。 ⑥**その他**（必要に応じた書類） ※状況によっては、上記①～⑤の他に別途、ご提出いただく必要がある書類もありますので、住宅公社の指示に従ってください。
C	**「住宅公社に郵便物が届いていない」**場合や、**「提出したつもりであったが提出してなかった（勘違い）」**、**「提出したが不備書類が提出されていないなどの理由で保留状態」**などの場合もありますので、お手数ですが、住宅公社までご連絡をいただき、状況を確認させてください。		

手続きにおける注意事項	転出・死亡	注１　**収入のある同居者の方の転出や死亡が未手続き**ですと、入居されている住宅の**家賃算定において不利**になってしまう場合があり、居住の実態と異なりますので早急にお手続きください。 注２　手続きを完了せず放置し、後日、転出や死亡の事実確認がされると不適正な入居との認定がされ、令和３年４月からの家賃が法令で認められる最高額の家賃（近傍同種家賃）となってしまう場合があります。 注３　手続きの結果によって、家賃額に変更が生じる場合には、後日、改めて通知します。
	入居承継承認	注１　入居承継承認申請における審査は、結果判定までに**相当の日数**がかかりますので、ご了承ください。 注２　原則として、現在、**家賃や駐車場使用料に未納がある方**は、入居承継を許可（承認）できません。 注３　名義人と新たな名義の承継を希望される方の**関係（続柄）**によっては、または**承継後の世帯収入状況**や、新たに名義の承継を希望する方が**諸手続きを履行されない場合**などは、新たな**入居承継を許可（承認）できない場合**があります。 注４　承継は、事前審査合格後、群馬県が新たに名義人となられる方と**再契約（新敷金納入や緊急連絡先の選定など）**していただくこととなり、**当初入居時と同様の手続き**を再度行うため、手続きは**公社窓口へ来社**していただくこととなります。 注５　申請の結果については、許可（承認）または不許可（不承認）の**いずれかを通知**します。 注６　いかなる場合（事由）であっても、**提出された書類は一切、お返しすることができません**ので、ご了承ください。 注７　手続きを完了せずに放置し、後日、現名義人の無断転出や死亡などの事実確認がされると不適正な入居と認定され、令和３年４月からの家賃が法令で認められる最高額の家賃（近傍同種家賃）となってしまう場合があります。

収 入 に 関 す る 申 告 書（記入例）

提出日を記入してください。

令和2 年 6 月 15 日

371-0857
前橋市大手町
1-1-1
〇〇県営住宅 1977-A棟 第101号
群馬 太郎 様

20001 1977-A 0101 001

名義人さんの氏名を記入し、印を押してください。

〇 〇 県営住宅 7 7 − A 棟 101 号

氏 名 群馬 太郎 （群馬）

名義人さんが携帯電話をお持ちの場合記入してください。電話番号に変更がある場合は、訂正してください。

自宅電話番号 027−223−〇〇〇〇

携帯電話番号 ~~090−222−XXXXX~~
080-222-XXXXX

群 馬 県 知 事 様

この欄に、給与収入・年金収入額、事業所得額等を記入してください。

（特別）障害者控除、寡婦（寡夫）控除を受ける場合は、該当の控除に丸をつけてください。

群馬県県営住宅管理条例第19条の規定により、私及び同居者の収入について証明書を添付して、次のとおり申告します。

No.	同居別被	フリガナ / 氏名	生年月日	続柄コード	勤務先又は事務所の名称 / 勤務先又は事務所の電話番号	年間総収入額	特別控除	異動事由 / 控除区分	特定支出控除 管理番号	書類不備	年間収入 種類	年間収入 金額
01	同居・別被	グンマ タロウ / 群馬 太郎	S25.1.1	01	〇〇警備 / 027-223-XXXX	給与 1,234,500 年金 1,520,000	（特別）障害者控除 / 寡婦（寡夫）控除				1 / 3	
02	同居・別被	グンマ サクラ / 群馬 桜	S30.10.28	11	~~〇〇食品（株）~~ ㈱〇〇電子 / 027-310-XXXX	パート 987,000	（特別）障害者控除 / 寡婦（寡夫）控除				1 / 3	
03	同居・別被	グンマ イチロウ / 群馬 一郎	S55.10.1	21	〇〇自動車工場 / 027-222-XXXX	事業所得 1,860,000	（特別）障害者控除 / 寡婦（寡夫）控除		197110010002		1 / 3	
04	同居・別被	グンマ ユリ / 群馬 百合	S55.5.8	41	主婦	0	（特別）障害者控除 / 寡婦（寡夫）控除		197505080001		1 / 2 / 3	
05	同居・別被	グンマ ジロウ / 群馬 二郎	S58.1.10	21	〇〇不動産		（特別）障害者控除 / 寡婦（寡夫）控除		20020410001		1 / 2 / 3	
06	同居・別被	グンマ ナオコ / 群馬 菜穂子	R2.2.15	孫								
07	同居・別被						（特別）障害者控除 / 寡婦（寡夫）控除				1 / 2 / 3	
08	同居・別被						（特別）障害者控除 / 寡婦（寡夫）控除				1 / 2 / 3	

複数の収入がある場合は、段を分けて記入。

〇〇食品（令和元年中）から得た給与収入額を記入。

自営の場合、事業所得額を記入。

現在、記載されている次の方の欄に出生者氏名、ﾌﾘｶﾞﾅ、生年月日、続柄（名義人から見て）を記入し、同居と性別に丸をつけてください。（別途要異動手続）

記事

太郎、身障2級。（身体障害者手帳のコピーを添付）

妻の桜は、令和2年2月1日転職

子の二郎は、令和2年3月に転出、別途、異動手続書類を郵送します。

孫の菜穂子は、令和2年2月15日出生、別途、異動手続書類を郵送します。

この太線より右側は、住宅供給公社が使用しますので、絶対に記入または訂正をされないように、ご注意ください。

注 1 記入上の注意事項に従って記入してください。
2 太線の中を記入してください。
3 控除を受ける場合は、「特別控除」欄の該当の控除に〇を付けてください。
4 前年分所得課税証明書及び控除対象者であることを証する書類（控除を受ける場合に限る。）を裏面に貼って（のり付け）ください。
5 個人番号提供書（別記様式第31号の2）を提出した場合は、上記4の書類の添付を省略できます。

家　賃　の　算　定　方　法　に　つ　い　て

１．家賃の種類

①本来入居者の家賃
収入月額１５万８千円以下の世帯（高齢者、障害者、子育て世帯は２１万４千円）

②収入超過者（入居年数３年以上）の家賃
収入月額１５万８千円を超える世帯（高齢者、障害者、子育て世帯は２１万４千円）

③高額所得者（入居年数５年以上）の家賃
収入月額３１万３千円を２年連続して超える世帯

収　入　月　額	（世帯の所得額　－　扶養親族控除額　－　特別控除額）　÷　１２か月
特　別　控　除　額	老人扶養、特定扶養、障害者、寡婦（夫）の各控除などです。
ご　注　意：収入に関する申告書類が未提出の方、または必要な諸手続を行っていただけない方は、法令で認められる最高額の家賃（近傍同種家賃）となるだけでなく、住宅明け渡しの対象ともなりますので必ず申告や諸手続を行ってください。	

２．家賃算定の方法

①本来入居者の家賃……下記式により算出します

家賃算定基礎額　×　市町村立地係数　×　規模係数　×　経過年数係数　×　利便性係数

（1）家賃算定基礎額

収入分位	収入月額		家賃算定基礎額
	下限値	上限値	
収入分位１（　０～１０％）	０円	１０４,０００円	３４,４００円
収入分位２（１０～１５％）	１０４,００１円	１２３,０００円	３９,７００円
収入分位３（１５～２０％）	１２３,００１円	１３９,０００円	４５,４００円
収入分位４（２０～２５％）	１３９,００１円	１５８,０００円	５１,２００円
収入分位５（２５～３２.５％）	１５８,００１円	１８６,０００円	５８,５００円
収入分位６（３２.５～４０％）	１８６,００１円	２１４,０００円	６７,５００円
収入分位７（４０～５０％）	２１４,００１円	２５９,０００円	７９,０００円
収入分位８（５０％～）	２５９,００１円		９１,１００円

（2）市町村立地係数
各市町村の公示価格等を考慮して、各市町村ごとに定められた数値です。

（3）規模係数
当該公営住宅の床面積を65㎡で除して算出します。

（4）経過年数係数
民間賃貸住宅の家賃の変動等を考慮して、定められた式により算出します。

（5）利便性係数
利便性係数の設定は、その住宅の広域的利便条件（立地的利便性）、市町村合併条件（市町村合併に伴う家賃の激変緩和措置）及び設備条件（団地居住性能利便性）の３つの要素を考慮して算出します

②収入超過者の家賃……下記式により算出します

本来家賃　＋　{（近傍同種の住宅家賃－本来家賃）×収入に応じて設定される率}

収入超過者になると、収入分位と収入超過者となってからの期間に応じて、収入に応じて設定される率が定まり、遅くとも５年目の家賃から近傍同種（民間なみ）の高額な家賃となります。

収　入　分　位	収入月額		超過者となってからの期間	収入に応じて設定される率
	下限値	上限値		
収入分位５ （２５～３２.５％）	１５８,００１円	１８６,０００円	１年目	１／５
			２年目	２／５
			３年目	３／５
			４年目	４／５
			５年目以降	１
収入分位６ （３２.５～４０％）	１８６,００１円	２１４,０００円	１年目	１／４
			２年目	２／４
			３年目	３／４
			４年目以降	１
収入分位７ （４０～５０％）	２１４,００１円	２５９,０００円	１年目	１／２
			２年目以降	１
収入分位８ （５０％～）	２５９,００１円		１年目以降	１

③高額所得者の家賃……下記式により算出される近傍同種の住宅の家賃となります。

近傍同種の住宅の家賃＝基礎価格（建物及び土地）×利回り＋償却額＋修繕費
＋管理事務費＋損害保険料＋公課＋空家等引当金

令和３年４月からの家賃は、今年の１２月末頃に通知します。